



障害学生支援 ガイドブック

.....

障害学生の自律および自立と
社会参加に向けた総合的支援
～共生社会を目指して～



国立大学法人

和歌山大学

障害学生支援室
2025年6月
第4版第1刷発行

和歌山大学 障害学生支援ガイドブック

障害学生の自律および自立と社会参加に向けた総合的支援 ～共生社会を目指して～

1. 障害に関する基本的な考え方	
(1) 障害者差別解消法とは	4
(2) 障害のある学生とは	5
(3) 合理的配慮の提供における留意点	6
2. 支援の実際	
(1) 支援体制について	7
(2) 障害学生支援室について	8
(3) 支援の流れ	
①入学前・受験時・入学手続き後	9
②修学支援の流れ	10
③進路・就職支援	11
3. 各障害別支援例 / 支援機器 / 災害時の対応	
(1) 視覚障害の方への支援	12
聴覚障害の方への支援	13
肢体不自由の方への支援	14
病弱・虚弱の方への支援	15
発達障害の方への支援	16
精神障害の方への支援	17
(2) 支援機器について	18
(3) 災害時の対応について	19
4. フォーマット	
(1) 修学における配慮調査票	20
(2) 支援登録書	21-22
(3) 授業等における配慮申請書	23-24
(4) 授業等における現況届	25
5. 資料：和歌山大学の基本方針・教職員対応要領	
(1) 和歌山大学における障害のある学生への支援の基本的な方針	26
(2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領	27-33
6. 和歌山大学バリアフリーマップ	34-35
7. 関連情報・参考文献	36

はじめに

我が国は平成 19（2007）年 9 月、国連の「障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）」に署名、平成 26（2014）年 1 月に批准しました。平成 25（2013）年 6 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」が制定され、平成 28（2016）年 4 月に施行されました。それにより、国立大学では障害者への「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務的規定となりました。和歌山大学も例外ではなく、すべての構成員が推進していく必要があります。また、令和 6（2024）年 4 月に改正障害者差別解消法が施行され、事業者による「合理的配慮の提供」も義務化されました。それに伴い、社会全体における障害者への理解・支援に関するニーズはますます高まっていると言えます。

本ガイドブックは「障害のある学生への支援に関するガイドライン」としてご利用ください。



◀ 不当な差別的取扱い ▶

障害のある人に対して、正当な理由無く、各種機会の提供を拒否するまたは提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すことなどによる権利の侵害を指します。



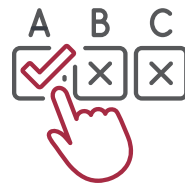
【機会の提供を拒否】

- ▲受験・入学の拒否
- ▲授業受講・研究指導の拒否
- ▲実習・研修・フィールドワークへの参加を拒否
- ▲施設等の利用やサービスを拒否



【場所・時間帯などを制限】

- ▲学生寮への入居を拒否
- ▲障害があることを理由に対応を後回しにする



【条件を付す】

- ▲情報保障手段(手話通訳、パソコンテイク等)を用意できないという理由で授業や行事への参加を拒否する
- ▲試験等において合理的配慮を受けたことを理由に、評価に差をつける

合理的配慮とは

合理的配慮とは「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるもの」であり、かつ、「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされている。〔障害者の権利に関する条約〕、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」より



社会モデルと社会的障壁

昭和 55（1980）年の世界保健機構（WHO）における国際障害分類では、障害を個人的な心身の機能の問題として捉える「医学モデル」の考え方が主流でした。しかし、平成 13（2001）年の WHO における国際生活機能分類において、障害を心身機能と社会の相互作用によって生まれるものとして捉える「社会モデル」の考え方が取り入れられ、社会的な不利を取り除くことが社会側に求められるようになりました。そのため、「障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会生活における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」を指す社会的障壁を除去することが大学側の責務となっています。



障害のある学生とは、「本学に在籍する正規学生又は非正規学生のうち、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他の心身の機能の障害（それらに準ずる障害があることを示す診断書を有する者、及び慢性的な疾病や一時的な怪我などの者を含む。）により、本学において教育を受け学生生活を過ごすにあたり、長期的又は一時的に相当な制限を受ける者であって、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を本学が認めたもの」とされています。〔「和歌山大学における障害のある学生への支援の基本的な方針」より〕

対象者の範囲



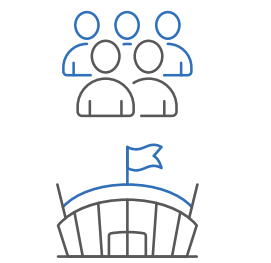
学生、科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等。

また、大学等が主催するシンポジウムや学会への参加者、附属学校に在籍する児童生徒、大学等が提供する事業に参加するすべての者が含まれます。（第二次まとめに基づく）

【大学所属】
所属・関わる
学生すべて



【大学等主催】
イベント参加者
提供事業参加者



活動の範囲



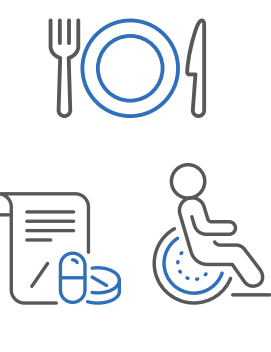
入学、学級編成、転学、除籍、復学、卒業、修了に加え、授業、課外授業、学校行事、課外活動（サークル活動等を含む）への参加、就職活動等、教育研究に関する全ての事項です。

上記とは直接に関係しない学生の活動や生活面への配慮（通学、学内介助（食事／トイレ等）寮生活等）に関する事項も検討対象の範囲となります。（第三次まとめに基づく）

【大学生生活全般】



【生活面の配慮】



《 情報保障などの案内告知を忘れずに！ 》



一般の方も参加できる行事の告知等に、障害等に伴う配慮の申請について明記するようにしてください。例えば「何らかの支援または情報保障を希望される方は、〇月×日までに〇〇課までご相談ください」と記載できます。配慮申請があった場合は、各部局で対応要項及び留意事項、本ガイドブック等を参考にしつつ、配慮の検討・決定を行ってください。

その他、具体的な配慮方法や対応についてお尋ねしたいことがある場合は、障害学生支援室にご相談ください。

合理的配慮の提供の目的は、障害のある学生が他の者と平等に「教育を受ける権利」を保障することです。そのため、支援側である教職員は、権利の主体が学生にあることを認め、当人の要望に基づいた調整を行う必要があります。しかし、そこには当人の障害特性や教育的ニーズ、また大学側の体制、財政等、様々な要素も絡みます。ですので、当人の意思を可能な限り尊重しつつ支援を行うために、学生と大学の両者間で共通理解をもって合意形成を図ることが合理的配慮を提供する上で重要になります。そのポイントとなるいくつかの点を以下に挙げました。

建設的対話

配慮内容の決定の際は、学生と学生の所属部署等との対話が非常に重要です。学生の要望通りの配慮の提供が困難だと判断した場合も、部局は別の方法がないかを学生と共に検討することが望めます。そういった対話のプロセスを「建設的対話」と呼び、配慮の提供はそれを基盤に行われます。

正当な理由と代替措置

何が「正当な理由」となるかは、個別の事案ごとに総合的・客観的に検討した上で判断します。一般的・抽象的な理由で判断することは望ましくありません。また、正当な理由があり、配慮を提供できないと判断した場合でも、申請した学生にその理由を説明し、理解を得ることに努め、他の実現可能な代替措置を提案するようにします。

過重な負担

配慮内容の決定においては、配慮を提供する側にとってその内容が過重な負担にならないかを検討します。現状、何が「過重」に当たるかの明確な基準はありません。事案ごとに実現可能性の程度、費用の程度等様々な要素を考慮し、状況に応じた総合的な判断で、配慮の提供方法を柔軟に調整します。

妥当性と本質

配慮内容の妥当性を検討する判断基準の一つに「教育の目的・内容・評価の本質を変えない」というものがあります。目的・内容・評価といった事項は、ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシーやシラバス等を鑑みて、学生の状態を踏まえた上で判断します。そのため、ポリシーやシラバスの内容は具体的であることが望めます。

状況の変化と配慮内容の更新

進級や教育環境の変化、また、障害学生本人の状態の変化など、時間経過と共に学生のニーズは変化します。科学技術の進歩や社会情勢等の外的変化といった要因もあるでしょう。そのため、一度提供した配慮内容をただ継続するのでは不十分です。配慮の提供後は学生本人と、配慮を提供した教職員から結果を聞き取り、次の配慮内容の決定の際の参考として、状況に合わせて配慮内容を柔軟に更新していくことが重要です。

障害学生からの申請に基づき、個別のニーズに応じた支援を行います。各学部・学環・研究科、関係部署と連携し、合理的配慮に基づく支援、および調整を行います。

《 各種申請・相談窓口 》

入試課

- ・一般入試志願者の配慮相談窓口
- ・オープンキャンパスや大学説明会での配慮相談窓口 など

財務課・施設整備課

- ・支援機器の購入費用
- ・学内のバリアフリー化
- ・防災訓練 など

国際交流課

日本学教育研究センター

- ・留学生の修学上 / 生活上の相談
- ・海外留学を希望する学生への情報提供 / 支援 / 教育 など

学術情報センター・図書館

- ・LA(ラーニングアドバイザー)による学習支援
- ・レファレンスカウンター
- ・学習支援システム(Moodle)
- ・セミナールームやグループ学習室の設置 など

所属学部・学環・研究科
《主たる支援責任》
合理的配慮の決定・実施

キャンパスライフ・健康支援センター
キャンパスライフ支援部門
障害学生支援室
連携コーディネート

学生支援課

- ・授業料免除 / 奨学金申請
- ・学生寮
- ・クラブ / サークル活動
- ・入構許可
- ・学生なんでも相談室 など

キャンパスライフ・健康支援センター
健康支援部門 / キャンパスライフ支援部門 (学生相談室)

- ・健康診断 / 健康相談
- ・内科診察 / カウンセリング
- ・グループ活動 / 居場所提供 など

学務課キャリア支援係

- ・就職ガイダンス
- ・進路相談
- ・エントリーシート / 履歴書等添削
- ・模擬面接
- ・インターンシッププログラムの提供 など

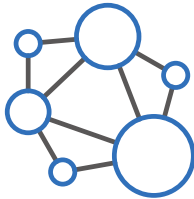
《 個別相談・支援窓口 》

障害学生支援室では、障害があるなどの理由により、修学上、何らかの支援が必要な学生の相談に応じ、個別のニーズに応じた支援を行います。また、関係する保証人や教職員からの相談も受け付けております。

受験志願者や保証人、高校の先生方等を対象に、随時相談を受け付けております。受験上の配慮に関する相談は、入試課または下記の担当係にて受付をし、必要に応じて障害学生支援室が連携します。修学に関する相談は障害学生支援室までご連絡ください。

障害学生支援室の主な役割

- 学生への修学に関する支援（個別相談、関係部署と連携、教職員相談、保証人相談）
- 障害のある学生の合理的配慮の申請（例：試験時間延長、別室受験等）
- 支援機器の貸出（ノイズキャンセリングヘッドホン等）
- 障害学生支援に関する啓発活動（大学構成員、学生、地域）
- 障害学生を支援する学生サポーターの育成



支援の内容・方法

個々の状況やニーズと授業内容等の環境的要因をふまえた専門的な判断により検討します。
※以下は支援の一例です

視覚障害	資料等の点訳・拡大、対面朗読、ガイドヘルプ 等
聴覚障害	ノートテイク、座席位置の調整、板書の量を増やす 等
肢体不自由	移動支援、専用机・椅子の配置、教室変更、施設の改修 等
発達障害	履修登録支援、資料の電子データの提供、時間管理スキルの指導 等

相談は基本的に【予約制】となっています。
困難な状況にある学生に気づいた場合には、
障害学生支援室までお気軽にお問い合わせ
ください。

TEL:073-457-7155
FAX:073-457-7150
メール:shien@ml.wakayama-u.ac.jp

障害学生支援室Webサイト
<https://www.wakayama-u.ac.jp/hc/cls/>

[アクセス]
南1号館4階 自動ドア入口付近
<https://www.wakayama-u.ac.jp/hc/cls/link.html#basyo>



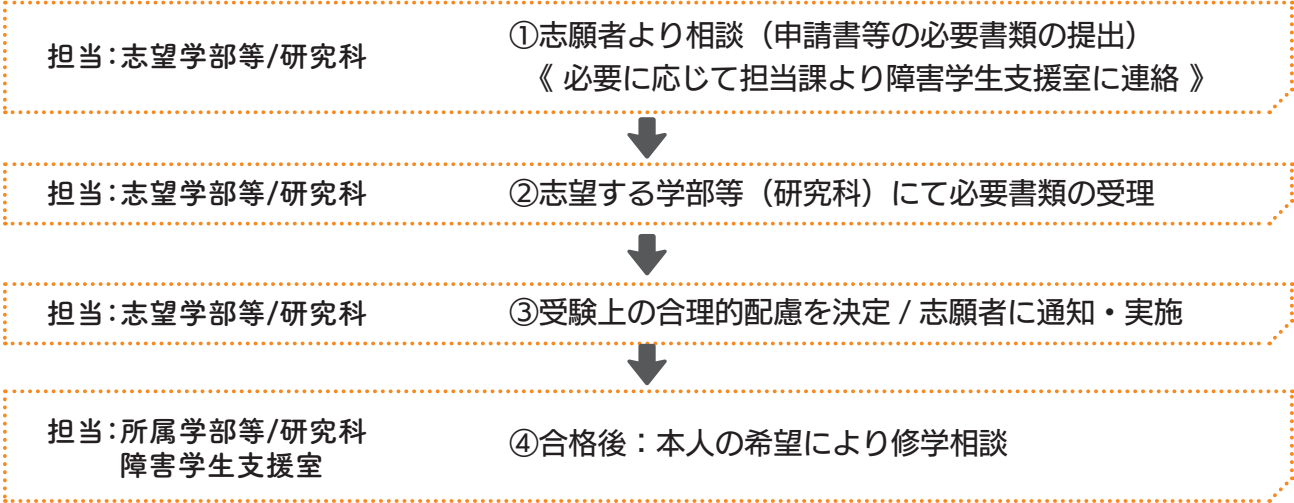
1. オープンキャンパス・大学説明会

7月のオープンキャンパス時に、個別相談の場を設けています。また、情報保障などの配慮が必要な方へ支援を行っています。各学部等で志願者から「受験上および修学上の配慮を必要とする志願者の事前相談」を受けた場合は、障害学生支援室にご一報ください。

2. 「受験上および修学上の配慮を必要とする志願者の事前相談」受付窓口一覧

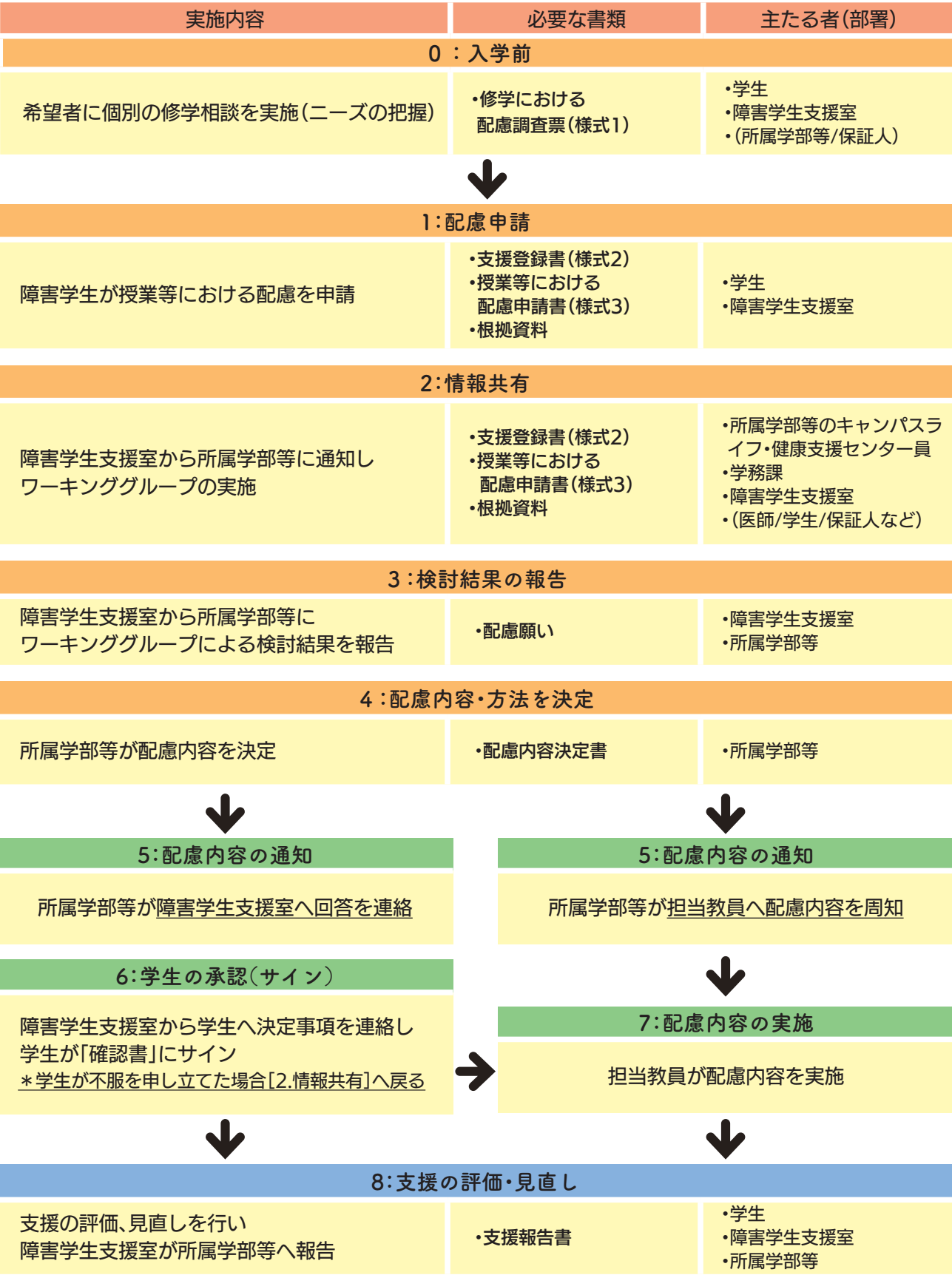
学部等	一般選抜	入試課
	私費外国人留学生選抜	学務課経済学部係 学務課システム工学部・社会インフォマティクス学環係 学務課観光学部係
	学校推薦型選抜	学務課各学部・学環係
	社会人選抜	学務課経済学部係 学務課観光学部係
	帰国生徒選抜	学務課経済学部係
	総合型選抜	学務課観光学部係
大学院	第3年次編入学選抜	学務課経済学部係 学務課システム工学部・社会インフォマティクス学環係
	研究科・専門職大学院	学務課教育学部係 学務課経済学部係 学務課システム工学部・社会インフォマティクス学環係 学務課観光学部係

3. 事前相談から受験における合理的配慮の実施まで



支援の流れ ②修学支援の流れ

2
支援
の
実
際



◆「現況届」について 【様式4】
学生の困り事を知ってもらうため、学生の申出により「現況届」を障害学生支援室が作成し、所属学部等に提出します。合理的配慮とは異なり、ご本人の状態を理解いただく目的でご連絡申し上げるものです。

支援の流れ ③進路・就職支援

本学では、障害学生が希望の進路を実現できるように、就職支援の体制も整えています。キャリアセンターでは、全学生を対象に、就職ガイダンスや進路相談を行っており、気軽に相談できます。また、必要に応じ、障害学生支援室や健康支援部門等も連携を行います。

相談内容

●就職ガイダンス
●進路相談
(キャリアカウンセリング)

●エントリーシート・履歴書の添削
●模擬面接
●インターンシッププログラムの提供 など

相談窓口

●キャリアセンター [社会インフォマティクス学環または教職志望以外の教育学部生]
gcareer@ml.wakayama-u.ac.jp
●経済学部キャリア支援室 eco-career@ml.eco.wakayama-u.ac.jp
●システム工学部キャリア支援室 career@sys.wakayama-u.ac.jp
●観光学部キャリア支援室 tour-career@ml.wakayama-u.ac.jp

地域の
主な就労
相談窓口

◆ハローワーク和歌山 https://jsite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/hw/hw-wakayama_top.html
〒640-8331 和歌山市美園町5丁目4番地7
TEL：073-425-8609 (代表)
◆和歌山障害者職業センター <https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/wakayama/>
〒640-8323 和歌山市太田130番地3
TEL：073-472-3233
◆和歌山県若者総合相談 With You <https://with-you-wakayama.jp/>
〒640-8033 和歌山市本町1丁目22番地 Wajima 本町ビル4階
TEL：073-428-0874
◆はたらコーデわかやま <https://hataracoorde.com/>
〒640-8033 和歌山市本町1丁目22番地 Wajima 本町ビル3階
TEL：073-421-8080
◆和歌山県発達障害者支援センター ポラリス <http://aitoku.or.jp/polaris>
〒641-0044 和歌山県和歌山市今福3丁目5番41号
TEL：073-413-3200



《雇用形態について》

障害のある人の雇用形態は、「一般雇用」と「障害者雇用」の2つがあります。
障害者雇用で就労する場合は、障害者手帳の取得が必要となります。
低年次から卒業後の進路に向け、自身の特性を考え、将来を見据えることが大切です。

〔一般雇用〕

・職業選択の幅が広い
・正規雇用の可能性が高い
・転勤や異動の可能性がある
・コミュニケーション能力や臨機応変な対応が求められる

〔障害者雇用〕

・職業の選択の幅が狭くなる
・自身の特性や得意なことに合わせて働きやすい
・トライアル雇用制度の利用ができる
・勤務時間や勤務日数等の調整がしやすい

和歌山大学
障害学生支援ガイドブック

和歌山大学
障害学生支援ガイドブック



視覚障害の方への支援

眼球、視神経または大脳視中枢等の視覚系のいずれかに障害があるために、
見ることが不自由または不可能な状態をいいます。
視力障害と視野障害があり、その両方が重複する場合もあります。

3

各障害別支援例／支援機器／災害時の対応



主な症状と分類

全盲・盲	障害等級 1 - 2 級	見えない、ほとんど見えない状態。 (視覚的な情報が得られない。)
弱視	障害等級 2 - 6 級	見えにくい状態。 (保有する視力の範囲内で複合的に情報を得る。)
視野狭窄		見える範囲が狭い。視野の一部が欠損している。 視野の中心部が見えない(中心暗転)。
光覚障害		光を非常にまぶしく感じる。暗いところになると 見えなくなる(夜盲)。明るいと見えにくくなる。
色覚障害		色の区別がつきづらい。 特定の色が別の色に見える。



困難なポイントと支援例

教科書、プリント、スライドや 板書等の読み取りが難しい	・資料のテキストデータ化 (音声読み上げソフト、点字表示器等で読み込むため) ・資料の事前提供 ・試験問題、回答用紙の拡大印刷 (1.4倍印刷が一般的) ・拡大読書機/ルーペ/PC等の支援機器の使用や貸出 ・録音の許可 ・対面朗読
筆記形式の課題を こなすのが難しい	・用紙等の拡大 ・提出形式の変更
試験の回答に時間がかかる	・別室受験 ・試験時間の延長(1.3 - 1.5倍)
慣れない場所での 移動が難しい	・移動介助者の配置(ガイドヘルプ) ・点字ブロック敷設等の環境整備

和歌山大学 障害学生支援ガイドブック



聴覚障害の方への支援

外部の音声情報を大脳に送るための部位(外耳、中耳、内耳、聴神経)の
いずれかに障害があるために、話し言葉や周囲の音が聞こえにくい、
あるいは聞こえなくなっている状態をいいます。

3

各障害別支援例／支援機器／災害時の対応



主な症状と分類

伝導性難聴	外耳や中耳の障害による難聴で、音の振動が伝わりにくく、 音が小さく聞こえる。補聴器である程度は改善可能。		
感音性難聴	内耳や聴神経、脳の障害による難聴で、音が歪んだり 響いたりして言葉の明瞭度が低く、聞こえにくい。 補聴器の音質や音の出し方を細かく調整する必要がある。		
混合性難聴	伝音性難聴と感音性難聴の両方の原因を持つ状態。		
軽度難聴	25-40dB	—	声が小さいと聞きとれないことが多い。 固有名詞や専門用語の聞き間違いがある。
中等度難聴	50-60dB	—	普通の会話が聞きづらい、近くの自動車の音にやっと気づく。 雑音下での会話、機械音声(マイク、ビデオ、CD 等)、グループ ディスカッションなどは聞き取りづらい。
高度難聴	70-90dB	障害等級 3-6 級	大きな声でも聞きづらく、授業受講全般に不便を感じるこ が多い。視覚的手がかりを利用して内容を理解することが多い。
重度難聴 / ろう	100dB 以上	障害等級 1-2 級	耳元の大きな声も聞きづらく、日常音はほとんど聞こえない。 授業受講全般に著しい困難がある。 情報保障※がないと内容の理解が難しい。



困難なポイントと支援例

教員の発言の内容がつかめない 聞き間違いや聞き漏らしをする	・情報保障者の配置(PCテイク、ノートテイク等) ・学生に口元が見える位置で、ゆっくりと明瞭に話す ・資料の事前提供 ・補聴器などの支援機器の利用許可 ・授業内容の録音の許可
グループワークや集団討議で 内容や流れを把握することが難しい	・発言におけるルールの提示(挙手してから発言する等) ・座席配置の調整 ・支援機器の貸出
試験や課題、予定変更に関する 口頭の指示を聞き逃す	・重要事項等を板書や文書により伝達
映像・リスニング教材の音声を 聞き取ることが難しい	・映像教材へ字幕を挿入 ・リスニング等、聴覚を用いる授業に関する代替措置

※「情報保障」…聴覚障害により情報を収集することが困難な学生に対し、視覚的手段を用いて情報提供すること。

和歌山大学 障害学生支援ガイドブック



肢体不自由の方への支援

身体の動きに関する器官、四肢（上肢：手と腕、下肢：足と脚）や体幹（胴体）に先天的あるいは後天的な病や怪我による障害、欠損等があり、日常生活において何らかの姿勢や運動に不自由や困難が生じている状態をいいます。



主な症状と分類

脳	脳血管障害	脳血管が破れたり詰まったりして、脳損傷が起きた状態。移動機能や手指機能等に困難がある。
	頭部外傷の後遺症	スポーツ・交通事故等で頭部に衝撃を受け、脳損傷が起きた状態。筋がつっぱる痙性運動麻痺などの後遺症がある。
	脳性まひ	受胎から新生児期の間に受けた脳損傷の結果、姿勢・運動面に異常をきたしたものをいう。
脊髄・末梢神経	脊髄損傷	事故等によって、脊髄に損傷を受け、損傷部位より下の脊髄機能が失われた状態。腕や足を動かすことや、姿勢を保つことが難しい。
	二分脊椎	胎児期における器官発生障害。主に腰の脊椎の癒合不全の結果、下肢機能が失われた状態。
	シャルコー・マリー・トゥース病	遺伝性の末梢神経疾患。手足などの末端から運動及び感覚神経の機能障害が緩徐に進行する。
	ALS（筋萎縮性側索硬化症）	筋肉を動かせる神経機能が失われ、動いたり、呼吸したりすることができなくなる原因不明の疾患。
筋	筋ジストロフィー	筋そのものが衰え萎縮する疾患。
骨	骨形成不全症	生まれつき骨が著しくもろく、成人まで骨折が多かったりする。
	変形性股関節症	股関節の軟骨がすり減り、関節の可動域制限、筋萎縮による筋力低下、側下肢の短縮、それらにより足をひきずる等の症状がある。
	四肢における欠損・形成不全	先天奇形、指や腕の欠損などがある状態。
	切断	事故等で四肢を切断した状態。



困難なポイントと支援例

感想やレポートを講義の時間内で書き終えることが難しい	・感想やレポートをメール等で後ほど提出
試験の答案用紙や感想シート等の用紙等の狭い箇所への記入	・用紙等の拡大 ・試験時間の延長(1.3-1.5倍)
ノートをとることが困難	・ポイントテイク、ノートテイクの配置
学内の移動が困難	・使用教室の調整 ・バリアフリー環境の整備



病弱・虚弱の方への支援

慢性的な呼吸器疾患、腎臓疾患、神経疾患、悪性新生物、その他政令で定める疾患及び身体虚弱の状態が長期間にわたる、または長期間にわたる見込みがあり、医療や生活規制が必要になる状態をいいます。



主な症状と分類

てんかん	様々な原因で起こる慢性の脳疾患で、けいれん等を繰り返す発作（てんかん発作）を主な徴候とする。
気息管支喘息	気道の慢性的な炎症により、気管支が過敏な状態になり（気道過敏性の亢進）、発作性のせきや喘鳴を伴う呼吸困難（喘息発作）を繰り返す。
アトピー皮膚炎	かゆみのある湿疹が顔や関節などに多く現れ、慢性的に続く。
食物アレルギー・アナフィラキシー	食物アレルギーとは特定の食物を摂取することによって、皮膚や呼吸器、消化器、あるいは全身に生じるアレルギー反応のことを指す。また、アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛、嘔吐等の消化器症状、喘鳴、呼吸困難の様な呼吸器症状など複数の症状が同時に出現した状態をアナフィラキシーという。
ネフローゼ症候群・慢性腎疾患	腎臓の中で血液中から尿を生成する組織（糸球体）の異常により、尿中から多量の蛋白が体外に失われる疾患。
Ⅰ型糖尿病（インスリン依存性糖尿病）	膵臓からのインスリンの分泌が無いため、糖の利用ができない疾患。無治療の場合、高血糖、尿糖が見られ、次第に多飲・多尿・体重減少が出現し、最終的には意識障害に至る。治療としては、自己注射によるインスリン補充療法が一般的。



困難なポイントと支援例

通院等で授業を休むことがある	・履修登録時の相談、アドバイス ・通院等にかかる欠席の取り扱い
階段や移動に支障がある	・学生と協力した支援体制づくり ・使用教室の調整 ・車いす等による移動支援
運動制限のため参加できない実技がある	・障害に応じた変更、調整
周囲の人の病気の理解不足が不安である	・個別相談 ・健康支援部門との連携 ・主治医との連携
病気や特性に応じた就職選択に必要な情報が不足している	・個別相談会、障害者雇用制度、就職ガイダンス等の情報提供



発達障害の方への支援

中枢神経系の障害で、生まれつき認知やコミュニケーション、社会性、学習、注意力等の能力の偏りにより、生活に困難をきたす障害をいいます。



主な症状と分類

自閉スペクトラム症/ 自閉症スペクトラム障害 (ASD)	社会的コミュニケーションと社会的相互作用の困難さに関する特徴と、行動や興味、活動が限定されて、反復的なパターンを有する特徴を幼児期から継続して持ち続けている障害。その他にも、特定の感覚刺激に対して、過敏であったり、鈍感であったりするといった感覚異常の人もある。自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害等の診断を受けている学生もASDに含まれる。
注意欠陥・多動症/ 注意欠如・多動性障害 (ADHD)	注意力に障害があり、多動等の衝動的な行動をコントロールできない障害。注意力には、持続すること、いくつかの対象に注意を分配できること、状況に応じて転換できることの三つの側面があり、それぞれの障害から、提出物が期限に間に合わない、大きなミスをしてしまう、遅刻が多い、複数の課題をこなせない、物を失くしやすい、落ち着きがない、待てない、並べない、衝動的で余計なことをついでしてしまうなどの行動上の問題が起きる。
限局性学習症 / 限局性学習障害 (SLD)	知能など他の能力に問題はないが、「読む」、「書く」、「計算する」のいずれか一つ、あるいは複数の著しい困難がある障害。



困難なポイントと支援例

履修計画が立てられない	・履修登録支援
決まった席でないと座れない	・座席配置の調整
聴覚過敏があり先生の講義が聞こえない 周囲の雑音が気になり授業に集中できない	・補聴援助システムの貸出 ・ノイズキャンセリング ヘッドホンの貸出
話を聞きながらノートを取るのが 困難である	・板書の撮影許可 ・スマートペンの貸出
期限までにレポートを提出できない	・提出期限の延長 ・時間管理スキル指導
(卒論など)テーマを決められない	・担当教員による綿密な面談



精神障害の方への支援

何らかの精神疾患を有し、日常や社会生活に困難が生じている状態にあることを指します。症状やその強さが時間経過や環境によって大きく変わり支援ニーズも変化していきます。状況にあわせた支援や調整が必要です。



主な症状と分類

睡眠障害	睡眠リズムが乱れ、眠るべき時間帯に眠ることができず、起きているべき時間帯に起きていられないという、概日リズム睡眠障害や、十分な睡眠をとっても日中に居眠りをしてしまい、さらに脱力発作(笑ったり怒ったりしたときに力が抜ける)や金縛りを伴う中枢性過眠症(ナルコレプシー)もある。
不安障害	強い不安、動悸、呼吸困難、手足のしびれ、めまい、気の遠くなる感じなどが突然出現する「パニック障害」、他者との社交状況への強い恐怖または不安がある「社交不安障害」等がある。
うつ病	気分の落ち込み、不安、焦燥、不眠、意欲低下、興味や喜びの消失、易疲労感、将来への悲観、死にたくなる、胃痛や頭痛など多彩な身体症状等がある。
双極性障害 (躁うつ病)	うつ症状と躁症状を繰り返す(躁症状：気分高揚、多弁多動、注意散漫、睡眠欲求の減少、次から次へと思いが浮かぶ、将来まづいことになる可能性の高いことに熱中する等)。
強迫性障害	同じ言葉や考えを繰り返してしまう強迫観念や、何度も確認しないと落ち着かない、こだわりが強くなるという強迫行為がある。
統合失調症	思考の障害や情動面の不安定さ、不安や睡眠障害等を伴うこともある。急性期は陽性症状がみられるが、その後の経過において、活動性が低下したり感情の表出が乏しくなったりする陰性症状が顕在化することもある。

(DSM-5 をもとに分類)



困難なポイントと支援例

座席によっては不安や緊張が極度に高まる	・座席配置の調整
期限までにレポートを提出できない	・提出期限の延長
欠席が多い	・課題の代替などによる出席上の配慮 ・欠席分の資料提供
学内で食事が取れない	・居場所の提供
授業の合間や休み時間に休息が必要	・休養室の提供
対人関係・集団活動(サークル・寮生活など)に 問題が生じる	・周囲の理解と本人への助言 ・心理カウンセリング

和歌山大学では障害学生向けの支援機器を備えています。
利用を希望される方は、障害学生支援室までご連絡ください。



▶ 支援機器一覧 | <https://www.wakayama-u.ac.jp/hc/cls/contact.html#setsubi>

3 各障害別支援例／支援機器／災害時の対応

スマートペン		紙に書いた字や図をデータ化し、スマホやタブレットで管理できるペン。筆記と音声を同時に記録できるので、筆記と聴取を同時に行うことが難しい学生の支援に利用できます。
ノイズキャンセリングヘッドセット (WL-C600N)		周囲の雑音を軽減するワイヤレスのヘッドセット。外音をコントロールすることで、耳への負担を軽減します。
ロジャータッチスクリーンマイク		フォナック社の音声送信機。卓上に置くと話している人の声を優先的に集音するマイクとして働きます。ストラップを使って首からかけることで、話者の声を集音できます。
ロジャーパスアラウンドマイク		フォナック社の音声送信機。ロジャータッチスクリーンマイクの子機として、受信機に音声を届けます。
ロジャーペン		フォナック社のペン型音声送信機。本体の傾きによって、向けた方向の音を拾うインタビュースタイル / 周囲全体の音を拾う卓上スタイル / 首かけスタイルの3つの使い方ができます。
ロジャーフォーカス (音声受信機)		フォナック社製の音声受信機。話を耳に直接届け、距離、背景雑音、反響による影響を低減させることができ、音声に集中しやすくします。
筆談器 (JIKKY SUPER LIGHT)		磁気式メモボード。口頭での会話が難しい際のサポートとして用います。磁気で書くので手が汚れず、軽量なので持ち運びにも便利です。
点字プリンタ (ESA721 Ver'95)		高品質な点字を安定して印字できるプリンタ。通常の点字に加え、大きい点・小さい点を印字することができ、点図を作成することもできます。
携帯型電子ルーペ (miniMAX)		持ち運びが可能な小型の電子ルーペ。白黒の色の反転ができ“見えやすさ”をサポートします。

和歌山大学 障害学生支援ガイドブック

授業中に災害が発生した場合、原則として授業担当教職員の方が避難誘導者となります。
その場に自力での避難が難しい学生がいる場合は、通常の避難指示・誘導に加え、以下のことを行ってください。

- 避難の際に、情報支援や誘導・移動介助などの支援が必要な障害者があるかを確認する
- 避難に支援が必要だが、近くに担当者がいない場合は、その場で支援者を決める



視覚障害の方

- ▼避難の手順・経路・周囲の状況について口頭で情報提供を行う。
- ▼避難が必要な際はいきなり体をつかんだりせず、本人の希望を確認する。
- ▼誘導の際は、支援者のひじの少し上をつかんでもらい歩くか、支援者が障害学生の前を歩く。
- ▼段差・亀裂・障害物(足元/頭上/張り出し/ひび割れ等)を注意喚起しながら避難する。



聴覚障害の方

- ▼筆談・スマートフォンへのテキスト入力・板書・空書・身振り・手のひらに書くなどの方法を組み合わせ、目に見える形で学生に避難情報を伝達する。
- ▼避難本部などの集合地点に「筆談ボード」などを置き、避難後も的確に情報提供を行う。



肢体不自由の方

- ▼車椅子を利用する学生は可能な限り2名以上(4、5名が理想)で支援をする。
※未経験者が車椅子に人を乗せたまま移動させることは、危険が伴うため推奨しません。
- ▼支援者が学生を交代で背負いながら避難させる。
(担架等があれば使用して移動を検討する。)
- ▼車椅子は別の支援者が畳んで運ぶか後から運ぶ。難しい場合は学生の避難を最優先。



病弱・虚弱の方

- ▼最低限の医薬品や非常用電源等を確保しておく。



発達障害の方 / 精神障害の方

- パニックや不安、緊張から避難場所まで自力では行けない場合が想定されます。
- ▼避難指示をする際、避難経路や避難場所について視覚情報と口頭ではっきりと簡潔に伝える。(例)「体育館へ避難してください。次の指示はその後に伝えます。」
- ▼パニックを起こしている際は周囲の状況を見つつ、落ち着くのを待ち、付き添って避難する。

《 残留者確認 》



- ◆教職員は必ず建物内の残留者確認を行う。
- ◆各フロアの教室、廊下、トイレや人の目につきにくい場所などに障害学生や一般の学生が残っている可能性もある。
- ◆呼びかけや音への応答が難しい学生がいる場合も想定し、ライトの点滅を利用するなどの工夫が必要となる。

3 各障害別支援例／支援機器／災害時の対応

和歌山大学 障害学生支援ガイドブック

※本調査票は、2023 年度より電子媒体に変更されたため、下記の画像は
実際のものとは異なります。質問項目自体に変更はありません。

見本

(様式1)

修学における配慮調査票

和歌山大学キャンパスライフ支援部門（障害学生支援室）では、障害や病気などにより、
学生生活に相当な制限を受ける学生を対象に支援を行っています。

所属：学部学科・課程

フリガナ
氏名：

- 1 大学生生活上、何らかの配慮が必要となる病気や障害などの診断がありますか。
☐ はい → 3へおすすみください
☐ いいえ → 2へおすすみください
- 2 「いいえ」と答えた方にお聞きます。
診断は受けていないが、病気や障害に似たような特性や特徴があり、修学上で気になることや困
っていることがあればご記入ください。また、修学相談を希望される方は、下記の【相談希望者欄】
にご記入ください。
例：自分の意見を交えて、作文を書くことがとても難しい。

- 3 上記の件に関し、どのような対応を希望されますか。
☐ 大学での配慮について相談を希望する → 下記の【相談希望者欄】にご記入下さい。
☐ 必要性が生じた時点で相談する
☐ 相談しない

【相談希望者欄】

相談希望者の方には「キャンパスライフ支援部門」からご連絡申し上げ、日程調整を行った
上で、相談対応いたします。

相談希望者：続柄： 本人・保護者・その他（ ）

希望する連絡方法：☐ E-mail（ ）

☐ 電話番号（ ）

【お問い合わせ先】 和歌山大学キャンパスライフ支援部門
TEL：073-457-7155
E-mail：shien@ml.wakayama-u.ac.jp

(様式2)

見本

取扱注意

障害のために修学上の配慮を希望する学生の支援登録書

支援登録書

下記の通り、修学上の配慮を希望します。

申請日 20 年 月 日

氏名：	入学年度： 20 年
所属学部・研究科：	学生番号：

1. 連絡先

① 連絡先（メールアドレス）
② 連絡先（電話）
③ 緊急連絡先（保護者等）

[続柄:]

2. 障害種について（該当するものに○をつける）

【 】 視覚	【 】 聴覚・言語	【 】 肢体不自由	【 】 病弱・虚弱
【 】 発達	【 】 精神	【 】 怪我・疾病	【 】 その他

3. 障害について（障害者手帳又は診断書に記載がある名称を記入してください）

① 診断名：
② 診断年月日：
③ 主治医・かかりつけの医療機関等：

4. 特性・状態について（日常生活・社会生活における支障等）

5. 申請の添付書類（該当するものすべてに○をつける）

【 】 身体障害者手帳の写し	【 】 精神障害者保健福祉手帳の写し
【 】 療育手帳の写し	【 】 医師の診断書
【 】 本学または出身校の教員の意見書	【 】 その他

6. 入学前の配慮の有無（該当するものに○をつける）

【 】 大学入学共通テストにおける受験上の配慮	【 】 和歌山大学の入試における受験上の配慮
【 】 出身校における配慮	

(様式2)

見本

取扱注意

支援に関するチェックリスト

1. 現状について

下記の内容について該当するものに○印、該当しないものに×印を記入ください

内 容	確認欄
① 障害や症状について相談できる主治医が学外にいる。	
② キャンパスライフ・健康支援センターを利用している。	
③ 専門機関（発達障害者支援センター等）を利用している。	
④ 支援申請する障害に関する治療中の症状がある。	
⑤ 支援申請する障害に関する服薬を行っている。	
⑥ 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を所持している。	

2. 手続きについての確認事項

下記の各項目について、確認した上で「✓」を記入ください

内 容	確認欄
① 配慮・支援を申請する場合は、配慮申請が学期ごとに必要になります。	
② 病状・症状が変化する内容については、更新手続き時に診断書の提出が、再度必要になる場合があります。	
③ 試験上の配慮が必要な場合、試験実施日の1ヶ月前に申し出てください。	
④ 支援実施後は、支援の振り返りを行うため、障害学生支援室へお越しください。	

3.情報共有の許諾

下記の内容を確認し、問題がなければ署名欄にサインをしてください

内 容	署名欄
配慮・支援に必要な情報（氏名や障害の内容等）について、必要に応じ て関係教職員に周知する事を了承します。	

※下の欄は記入しないでください

◆初回・更新手続き 20 年 月 日 ◆診断書等の添付 有 ・ 無

障害学生支援室確認欄	20 年 月 日	確認者
所属部局確認欄	20 年 月 日	確認者

(様式3)

記入例

授業等における配慮申請書

提出日：令和 年 月 日

和歌山大学
キャンパスライフ・健康支援センター長 様

○申請書は学生が作成し、所属学部・学環・研究科へ提出します。
○申請書は手書きで記入してもPCで作成してもかまいません

学生番号
学部・学環・研究科
氏名
連絡先

下記の合理的配慮を希望いたします。

1. 配慮が必要な理由

症状・修学上困難になること
ノートの書取りと聴き取りを同時に行うことが難しいため、課題や試験に関する重要な情報を聞き逃すことが多い。

2. 配慮が必要な事項（該当する□に✓を記入してください。）

- (1) ☒ 授業
(2) ☒ 試験
(3) ☐ 実習
(4) ☐ 学内生活

配慮例

- ・重要事項の伝達（課題・手続き等）
・発表・質疑応答
・座席配慮
・学外実習（教育実習等）
・情報保障
・就職・就労

・学内の移動・設備利用
・日常生活動作（トイレ・食事等）
・スケジュール管理・履修相談
・教材（拡大・音訳・点訳・字幕等）
・支援機器（福祉用具等）の利用

配慮内容

課題や試験の情報について、Live Campus あるいはMoodle（個人へのメールでも可）での通知をお願いします。

・課題の場合：内容、形式、締切り、提出方法等
・定期試験以外の試験の場合：内容、日時、場所、持ち物等
・定期試験の場合：試験形態等、内容、日時、場所

(様式 3)

記入例

3. 履修科目

- ☐ 全履修科目に申請する
- ☒ 特定の履修科目に申請する →下記の表に記入をお願いします。

科 目	教員名	曜日・限	特 記
〇〇〇論	〇〇先生	月曜 1 限	
〇〇〇概説	〇〇先生	月曜 2 限	
外国語コミュニケーション	〇〇先生	火曜 1 限	
〇〇〇理論	〇〇先生	火曜 3 限	
〇〇〇思想	〇〇先生	水曜 2 限	
〇〇〇Ⅱ	〇〇先生	木曜 1 限	
〇〇〇学	〇〇先生	金曜 3 限	
〇〇体験演習	〇〇先生	曜 限	集中講義
〇〇演習	〇〇先生	曜 限	ゼミ
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	

※記入していただいた内容はコーディネート以外の目的で利用しません。

(様式 4)

授業等における現況届

記入例

提出日：令和 年 月 日

和歌山大学
キャンパスライフ・健康支援センター長 様

○申請書は学生が作成し、所属学部・学環・研究科へ提出します。
○申請書は手書きで記入してもPCで作成してもかまいません。

学生番号
学部・研究科
氏名
連絡先

1. 現在の症状・修学上困難な状態

1 年前より心療内科に通院しており、服薬治療をしています。
気分の落ち込みや睡眠の乱れ等の症状により、授業に出席できない場合があることをご理解ください。

2. 履修科目 「□」に「✓」をつけてください

- ☒ 全科目に現況を提出する
- ☐ 指定の科目に現況を提出する →下記の表に記入をお願いします。

科 目	教員名	曜日時限	特 記
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	

※記入内容はコーディネート以外の目的で利用したり、他に漏らしたりすることはありません。
※現況届は「配慮願い」とは異なり、自身の状態を理解してもらう目的で申請する書類です。

和歌山大学における障害のある学生への支援の基本的な方針

平成26年4月1日 学長裁定
令和7年3月28日 最終改正

Ⅰ. 基本理念

和歌山大学（以下「本学」という。）は、多様な学生が、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の形成に寄与することを目指し、全ての学生の学びと成長の機会を確保するための取り組みを行う。この理念を背景として、障害のある学生（以下「障害学生」）に対する支援を推進し、個々の障害学生の権利保障を行うことに務めるものである。また、こうした取り組みが、より開かれた大学として、本学の価値や魅力を高める重要な要素であり、地域共生社会の実現に資するものであると認識し、教職員（非常勤職員を含む。以下「教職員」という。）が能動的且つ確実に取り組むものとする。

Ⅱ. 目的

本方針は、教職員が障害学生支援に関する共通認識をもち、適切な支援を行うために定める。なお、障害学生支援に関する詳細な事項は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領」を参照する。

Ⅲ. 支援体制について

本学の障害学生支援において、合理的配慮を含む修学支援の主たる責任は、障害学生が所属する学部・学環・研究科等（以下「学部等」という。）が担うものとする。ただし、支援の検討範囲は、修学上必要となる合理的配慮の提供等に限らず、入試、学校行事、正課外の活動、就職活動等、教育研究に関する全ての事項に及ぶ。そのため、各部局がそれぞれの機能の範疇において、障害学生支援に主体性をもって取り組んでいく必要がある。これらの障害学生支援を安全かつ適切に遂行するために、キャンパスライフ・健康支援センターキャンパスライフ支援部門（以下「支援部門」という。）が窓口となり、専門的な知見に基づいた助言・連携を実施し、障害学生とそれに対応する教職員への支援を行う。

Ⅳ. 「不当な差別的な取り扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」

2016年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」により、国立大学において、障害者への「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」が義務付けられている。それに基づき、本学教職員は、学修の主体が障害学生本人にあることを踏まえ、当人の意向を尊重しつつ、個々の状態・特性等に応じた合理的配慮を提供する。本学における合理的配慮の流れは次の通りである。

①障害学生本人が申請書および根拠資料を支援部

門に提出する。

②支援部門と学部等が配慮内容の必要性と妥当性について検討・協議する。この過程において障害学生本人との相談や調整等が必要な場合は、適宜、建設的対話を行う。

③支援部門が学部等に協議の結果を通知する。

④学部等が合理的配慮の提供について、最終決定を行い、授業担当教員および支援部門に通知する。その後、支援部門から障害学生本人に通知する。

⑤授業担当教員が障害学生本人および必要に応じて支援部門や学部等と相談しつつ、通知内容に基づいて具体的な調整を行い、合理的配慮を実施する。

Ⅴ. 障害学生支援における留意点

障害学生への個別対応のみならず、障害を理由に学生の教育を受ける権利が不当に損なわれないよう、基本的な環境を整備し、権利保障の基盤を形成するために尽力する。

合理的配慮において、障害学生のニーズは時期や環境に応じて変化していくため、障害学生の現状や環境の変化等を把握しつつ、慣例や前例に囚われずに配慮を検討し、提供する必要がある。

大学が社会参加に至る前の最後の教育機関となる可能性が高いことを踏まえ、障害学生が自己理解を深め、セルフアドボカシー（自己権利擁護）の力を身に付けて自己決定できるように支援する。

Ⅵ. その他

障害学生の個人情報については「国立大学法人和歌山大学における個人情報の保護に関する規程」に基づいて扱う。

安定的かつ効果的に障害学生支援に取り組んでいくために、専門的な人材の育成・配置に努める。

障害学生支援をより適切に実施するために、同分野のネットワーク（全国協議会、各種の拠点事業、地域ネットワーク等）を活用する。また、他大学や行政、労働・福祉機関、民間企業等の学外機関との連携を促進する。

本方針については、社会情勢や環境の改善状況を踏まえつつ、関係者や諸機関との意見交換を基に、必要に応じて適宜見直すこととする。

附則 平成26年4月1日

この方針は、平成26年4月1日から施行する。

附則 令和元年5月13日

この改正方針は、令和元年5月13日から施行する。

附則 令和7年3月28日

この改正方針は、令和7年3月28日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領

制定 平成28年1月29日
法人和歌山大学規程 第1730号
最終改正 令和7年5月23日

（目的）

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定）に即して、国立大学法人和歌山大学の教職員（非常勤職員含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この対応要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）障害者 法第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等に起因する障害を含む。）（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。

（2）社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方）

第3条 この対応要領において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否すること、又は障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。また、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不

当な差別的取扱いではない。

2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明し、理解を得よう努めなければならない。その際、教職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

3 この対応要領において、合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

4 前項の過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明し、理解を得よう努めなければならない。その際には、教職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めて柔軟に対応を検討することが求められる。

（1）教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）

（2）実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

（3）費用・負担の程度

（4）本学の規模、財政・財務状況

（障害を理由とする差別の解消に関する推進体制）

第4条 本学における障害を理由とする差別の解消の推進（以下、「障害者差別解消の推進」という。）に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

（1）最高管理責任者 学長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障害のある入学希望者や学内の障害のある学生等に対する受入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上等）に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障害者差別解消の

推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする
(2) 総括監督責任者 学生支援担当理事をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする
(3) 監督責任者 別表1に掲げる者をもって充て、当該部局における障害者差別解消の推進に関し責任を有するとともに、当該部局における障害者差別解消の推進に必要な措置を講ずるものとする
(4) 監督者 別表1に掲げる者をもって充て、監督責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする

(監督者の責務)

第5条 監督者は、障害者差別解消の推進のため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。
(1) 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること
(2) 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること
(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること
(4) 合理的配慮の提供にあたっては、監督する教職員に対して、合理的配慮を受ける障害者のプライバシーが守られるよう指導すること
2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第6条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
2 教職員は、前項に当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第7条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、

障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じ、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。また、障害のある性的マイノリティについても同様に留意する。なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことも有効である。

2 前項の意思の表明は、言語(手話を含む。)のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び障害の特性等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。

3 教職員は、前二項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(相談体制の整備)

第8条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口を、下記のとおりとする。
(1) キャンパスライフ・健康支援センター
(2) 所属学部、学環
(3) 附属学校
(4) 教養教育部門
(5) 日本学教育研究センター
(6) 入試課
(7) 総合相談窓口
(8) その他学長が指名する教職員

(紛争の防止等のための体制の整備)

第9条 障害を理由とする差別(正当な理由のない不当な差別取扱い、合理的配慮の不提供等)に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、下記のとおりとする。
(1) 人権委員会
(2) 学長が設置する第三者委員会
2 前項第一号の委員会については、別に定める。
3 第一項第二号の学長が設置する第三者委員会については、必要に応じて設置するものとする。

(情報公開)

第10条 本学は、障害のある大学進学希望者や学

内の障害のある学生等に対して、支援の方針や相談体制、合理的配慮の事例等を、ホームページ等を通じて公開することとする。

(教職員への研修・啓発)

第11条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとりの研修・啓発を行うものとする。
(1) 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
(2) 新たに監督者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修
(3) その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発

(懲戒処分等)

第12条 教職員が、障害者に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、国立大学法人和歌山大学教職員就業規則第43条第1号及び国立大学法人和歌山大学臨時職員就業規則第37条第1号に規定する職務上の義務に反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

附則

この要領は、平成28年1月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
附則(平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1941号)
この改正要領は、平成29年4月1日から施行する。
附則(平成30年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2057号)
この改正要領は、平成30年3月30日から施行する。
附則(令和2年6月3日一部改正：法人和歌山大学規程第2288号)
この改正要領は、令和2年6月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
附則(令和4年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2448号)
この改正要領は、令和4年4月1日から施行する。
附則(令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2579号)
この改正要領は、令和5年4月1日から施行する。
附則(令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2711号)
附則(令和7年5月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2863号)
この改正要領は、令和7年5月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

対応要領第6条及び第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに関する例（第6条関係）
対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は、次のとおりである。

なお、ここに記載する内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意すること。

（正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例）
（以下、例示）

- 障害があることを理由に受験を拒否すること
- 障害があることを理由に入学を拒否すること
- 障害があることを理由に授業受講を拒否すること
- 障害があることを理由に研究指導を拒否すること
- 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること
- 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること
- 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、一律にあるいは漠然とした安全上の問題を理由に学内の施設利用を拒否又は制限すること

（正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例）
（以下、例示）

- 実習において、アレルギーとなる材料を使用す

るなど、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害者に対し、アレルギーとならない材料に代替し、別の部屋で実習を設定すること

第2 合理的配慮に関する例（第7条関係）

合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的な状況等に応じて異なり、多様かつ個性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、例としては、次に掲げるとおりである。

なお、これらの例はあくまでも例示であり、ここに記載する例以外であっても合理的配慮に該当するものがあること、また、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意すること。

（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例）
（以下、例示）

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置をわかりやすく伝えたりすること
- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること
- 視覚障害者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内すること、その際、同性の教職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内すること

（（合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の例）

（以下、例示）

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること
- 聞き取りに困難のある学生等の受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
- 障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、授業内での指示や事務的な手続き・申請の手順を文字やイラスト等で視覚的に明示し、わかりやすく伝えること
- 間接的・抽象的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的・論理的な表現を使って説明すること
- 授業中のディスカッションに参加しにくい場合、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること
- 入学試験や定期試験において注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく文書や黒板に書いて示すなど、視覚的な情報として伝達すること

（ルール・慣行の柔軟な変更の例）
（以下、例示）

- 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用、休憩時間の調整等を認めたりすること
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
- 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること
- 教育実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること

○ 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること

- 実験・実習等において、障害の特性により指示の伝達や作業の補助等が必要となる場合に、特別にティーチングアシスタント等を配置すること
- ICTレコーダー等を用いた授業の録音を認めること
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対して、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと
- 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認めること
- 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること
- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること
- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと
- 病気療養等で学習空白が生じる学生等に対して、ICTを活用した学習活動や補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること
- 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意する。

（合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例）

- （以下、例示）
- 入学試験や定期試験等において、筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること
- 自由席で開講している授業において、弱視の学生等からスクリーンや板書等がよく見える席での受

講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せず、一律に「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること

○ 視覚障害者が、点字ブロックの無いイベント会場内の移動に必要な支援を求める場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、参加や支援を断ること

○ 学生等が、支援者と共に更衣室を利用することを希望した場合に、空いている教室など代替施設を検討することなく、設備がないという理由で対応を断ること

(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)(以下、例示)

○ オンライン授業の配信のみを行っている場合に、オンラインでの集団受講では内容の理解が難しいことを理由に対面での個別指導を求められた際、字幕や音声文字変換システムの利用など代替措置を検討したうえで、対面での個別指導を可能とする人的体制・設備を有していないことを理由に、当該対応を断ること(事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点)

○ 図書館等において、混雑時に視覚障害者から職員等に対し、館内を付き添って利用の補助を求められた場合に、混雑時のため付添いはできないが、職員が聞き取った書籍等を準備することができる旨を提案すること(過重な負担(人的・体制上の制約)の観点)

○ 発達障害等の特性のある学生から、得意科目で習得した単位を不得意な科目の単位として認定してほしい(卒業要件を変更して単位認定をしてほしい)と要望された場合、不得意科目における環境調整や受講方法の調整などの支援策を提示しつつ、卒業要件を変更しての単位認定は、自大学におけるディプロマ・ポリシーに照らし、教育の目的・内容・機能の本質的な変更にあたることから、当該対応を断ること(事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点)

さらに、環境の整備は、不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行うものであるが、合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられる措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例は、次のとおりである。

(合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例)(以下、例示)

○ 障害者差別解消の推進を図るための教職員への

学内研修を実施(環境の整備)するとともに、教職員が、学生一人一人の障害の状態等に応じた配慮を行うこと(合理的配慮)

○ エレベーターの設置といった学内施設のバリアフリー化を進める(環境の整備)とともに、肢体不自由のある学生等が、実験室等で実験実施の補助を必要とした際に、その補助を行うティーチングアシスタント等を提供すること(合理的配慮)

○ 障害者から申込書類への代筆を求められた場合に円滑に対応できるよう、あらかじめ申込手続における適切な代筆の仕方について研修を行う(環境の整備)とともに、障害者から代筆を求められた場合には、研修内容を踏まえ、本人の意向を確認しながら担当者が代筆すること(合理的配慮)

○ オンラインでの申込手続が必要な場合に、手続を行うためのウェブサイトが障害者にとって利用しづらいものとなっていることから、手続に際しての支援を求める申出があった場合に、求めに応じて電話や電子メールでの対応を行う(合理的配慮)とともに、以後、障害者がオンライン申込みの際に不便を感じることをないよう、ウェブサイトの改良を行うこと(環境の整備)

○ 講演会等で、情報保障の観点から、手話通訳者を配置したり、スクリーンへ文字情報を提示したりする(環境の整備)とともに、申し出があった際に、手話通訳者や文字情報が見えやすい位置に座席を設定すること(合理的配慮)

別表1 監督責任者・監督者一覧

《教員》

部局等	監督責任者	監督者
附属小学校	附属小学校校長	附属小学校副校長
附属中学校	附属中学校校長	附属中学校副校長
附属特別支援学校	附属特別支援学校校長	附属特別支援学校副校長
教育学部	教育学部長	学部選出キャンパスライフ・健康支援センター員
経済学部	経済学部長	
システム工学部	システム工学部長	
観光学部	観光学部長	
社会インフォマティクス学環	社会インフォマティクス学環長	
戦略情報室	戦略情報室長	戦略情報室長
健紀伊半島価値共創基幹	紀伊半島価値共創基幹長	紀伊半島価値共創基幹副基幹長
地域協働ネットワークセンター	地域協働ネットワークセンター長	地域協働ネットワークセンター長
食農総合研究教育センター	食農総合研究教育センター長	食農総合研究教育センター副センター長
災害科学・レジリエンス共創センター	災害科学・レジリエンス共創センター長	災害科学・レジリエンス共創センター副センター長
紀州経済史文化史研究所	紀州経済史文化史研究所長	紀州経済史文化史研究所副所長
学術情報センター	学術情報センター長	学術情報センター副センター長
学術情報センター図書館	学術情報センター図書館長	学術情報センター図書館長
キャンパスライフ・健康支援センター	キャンパスライフ・健康支援センター長	キャンパスライフ・健康支援センター副センター長
教養教育部門	教養教育部門長	教養教育部門副部門長
キャリア教育・支援部門	キャリア教育・支援部門長	キャリア教育・支援部門副部門長
リカレント教育部門	リカレント教育部門長	リカレント教育部門長
データ・インテリジェンス教育研究センター	データ・インテリジェンス教育研究センター長	データ・インテリジェンス教育研究センター長
イノベーションイニシアティブ基幹	イノベーションイニシアティブ基幹長	イノベーションイニシアティブ基幹副基幹長
産学連携イノベーションセンター	産学連携イノベーションセンター長	産学連携イノベーションセンター副センター長
アントレプレナーシップデザインセンター	アントレプレナーシップデザインセンター長	アントレプレナーシップデザインセンター長
国際イニシアティブ基幹	国際イニシアティブ基幹長	国際イニシアティブ基幹副基幹長
グローバル化推進センター	グローバル化推進センター長	グローバル化推進センター副センター長
国際観光学研究センター	国際観光学研究センター長	国際観光学研究センター副センター長
日本学教育研究センター	日本学教育研究センター長	日本学教育研究センター副センター長

《職員》

部局等	監督責任者	監督者
監査室	学長	監査室長
企画課	事務局長	企画課長
総務課		総務課長
財務課		財務課長
施設整備課		施設整備課長
研究・社会連携課		研究・社会連携課長 (社会連携室にあっては室長)
学務課		学務課長
入試課		入試課長
学生支援課		学生支援課長
国際交流課		国際交流課長
学術情報課		学術情報課長
附属小学校・中学校		附属小学校副校長
附属特別支援学校		附属特別支援学校副校長
キャンパスライフ・健康支援センター	キャンパスライフ・健康支援センター長	キャンパスライフ・健康支援センター副センター長

和歌山大学バリアフリーマップ

令和7年4月現在



連携・加盟団体

- 一般社団法人 全国高等教育障害学生支援協議会 (AHEAD-Japan)
<https://ahead-japan.org/>
- 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPnet-Japan)
<http://www.pepnet-j.org/>
- [東京大学] 障害と高等教育に関するプラットフォーム事業 (PHED)
<https://phed.jp/>
- [京都大学] 高等教育アクセシビリティプラットフォーム (HEAP)
<https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/heap/>

障害者差別解消法に関する情報

- 外務省「障害者の権利に関する条約」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html
- 内閣府「障害を理由とする差別解消の推進」
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>
- 文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）について」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/123/mext_01732.html

障害のある学生への支援に関する情報

- 独立行政法人日本学生支援機構 教職員のための障害学生支援ガイド（平成26年度改訂版）
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/shien_guide/index.html
- 全国障害学生支援センター
<https://www.nscsd.jp/>
- 令和6年度（2024年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査
https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/2024.html

大学入試に関する情報

- 大学入試センター
<https://www.dnc.ac.jp/>

参考文献

- 高知大学における災害及び震災等時の障がい学生対応計画
https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00528245/saigai.pdf
- 京都大学 DRC（学生総合支援機構 障害学生支援部門） | 障害学生支援ガイドブック
<https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/drc/contents/guidebook/>
- 九州大学キャンパスライフ・健康支援センター | インクルージョン支援推進室
<https://chc.kyushu-u.ac.jp/organization/barrierfree/>
- 東北大学 学生相談・特別支援センター「障害のある学生の支援に関するガイドブック」
http://www.ccds.ihe.tohoku.ac.jp/front/disability_services_office/ssr_publication/
- 筑波大学 ヒューマンパワー・ネット推進局 (BHE) アクセシビリティ支援チーム | 災害時支援
<https://dac.tsukuba.ac.jp/shien/disaster-2/>

※上記のウェブサイトは、2025年5月1日参照時点での情報です。

デザイン：エスラウンジ
表紙デザイン：otogi / Takuya Murakami



キャンパスライフ健康支援センター
キャンパスライフ支援部門 障害学生支援室

TEL:073-457-7155

FAX:073-457-7150

メール:shien@ml.wakayama-u.ac.jp

<https://www.wakayama-u.ac.jp/hc/cls/>

開室時間 | 平日 08:30~17:15

※土・日・祝日・年末年始・大学休業日を除く

